

# 熊本県公報

第 1 1 2 7 6 号  
平成 17 年 6 月 20 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

規 則	
○熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(職業能力開発課) 1
○生活保護法第49条の規定による医療機関等の指定	(生活保護・援護課) 3
○生活保護法第14条の規定による医療機関等の廃止	( " ) 3
○生活保護法第14条の規定による医療機関の変更	( " ) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○ " " " " " "	( " ) 4
○ " " " " " "	( " ) 5
○ " " " " " "	( " ) 5
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 5
○道路の供用開始	(道路総務課) 5
○熊本県立大学財務会計システム一般競争入札の参加資格	(私学文書課) 6
公 告	
○開発行為に関する工事検査済証交付及び工事完了	(建築課) 6
○ " " " " " "	( " ) 7
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 7
○平成17年度熊本県産業廃棄物実態調査等業務委託	(廃棄物対策課) 7
○熊本県立大学財務会計システムの一般競争入札	(私学文書課) 9

## 規 則

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 17 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 39 号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則  
熊本県立職業能力開発校規則（昭和 44 年熊本県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 能力開発校に入校しようとする者は、入校願（別記第 1 号様式）に履歴書その他校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。ただし、公共職業安定所長が必要と認めた訓練受講指示又は受講推薦により入校しようとする者は、当該所長を経由して校長に提出しなければならない。

第 10 条第 1 項中「別記第 4 号様式」を「別記第 2 号様式」に改める。

第 12 条第 1 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 3 号様式」に改める。

第 13 条中「別記第 6 号様式」を「別記第 4 号様式」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

※受験番号

入 校 願

最近3カ月以内に写した上半身脱帽の写真をはってください。  
(横3センチメートル)  
×  
(縦4センチメートル)

貴校 科に入校したいので、許可されるようお願いいたします。

年 月 日

熊本県立熊本高等技術訓練校長 様

出身学校 卒業年月	学校名	ふりがな 氏 名	印	男 ・ 女
	卒 業	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( )	
	年 月 卒業見込み	現住所	郵便番号( - ) 電話番号( ) -	

第2志望

本書の記載事項に誤りのないことを証明します。

年 月 日

学校所在地

学校名

学校長名

印

- 記載上の注意
- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
  - 2 ※印欄は記入しないでください。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削り、別記第4号様式中「別記第4号様式（第10条関係）」を「別記第2号様式（第10条関係）」に、「熊本県立 高等技術訓練校」を「熊本県立熊本高等技術訓練校」に、「熊本県立 高等技術訓練校長」を「熊本県立熊本高等技術訓練校長」に改め、同様式を別記第2号様式とし、別記第5号様式中「別記第5号様式（第12条関係）」を「別記第3号様式（第12条関係）」に、「熊本県立 高等技術訓練校長」を「熊本県立熊本高等技術訓練校長」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第6号様式中「別記第6号様式（第13条関係）」を「別記第4号様式（第13条関係）」に、「熊本県立 高等技術訓練校」を「熊本県立熊本高等技術訓練校」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成17年6月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6010222	太田こどもクリニック	太田 浩二	八代市古閑浜町3295-8	平成17年5月1日
6400041	岩倉整形外科医院	医療法人社団岩倉会	菊池郡大津町室532-1	平成17年4月1日
6010223	上野耳鼻咽喉科医院	医療法人社団博恵会	八代市本町2-3-49	平成17年4月1日
6050119	たまのい内科クリニック	玉野井 優水	下益城郡城南町阿高157	平成17年5月1日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6584005	かしまデンタル	鮫田 慎也	上益城郡嘉島町鯉1808-2	平成17年5月1日
6584006	ありむら歯科医院	有村 由紀	上益城郡嘉島町鯉1836-2	平成17年5月1日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開 設 者	薬局所在地	指定年月日
0000968	タカラ薬局合志	株式会社タカラ薬局	菊池郡合志町幾久富1866-356	平成17年5月1日

熊本県告示第809号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成17年6月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
国保水俣市立湯之児病院	水俣市	水俣市浜4080	平成17年4月1日
本渡耳鼻咽喉科皮膚科クリニック	医療法人社団本渡耳鼻咽喉科皮膚科クリニック	本渡市亀場町亀川1654-1	平成17年2月28日
みのだ眼科	医療法人みのだ会	本渡市船之尾町336-1	平成17年3月31日
武内外科医院	医療法人栄武会	本渡市栄町14-21	平成17年4月1日
岩倉整形外科医院	岩倉 雄一郎	菊池郡大津町室532-1	平成17年4月1日
上野耳鼻咽喉科医院	上野 博通	八代市本町2-3-49	平成17年3月31日

## 〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
徳治会一の宮歯科医院	医療法人社団徳治会	阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	平成17年2月28日

## 〔薬局〕

薬局名称	開設者	薬局所在地	廃止年月日
有限会社カメバ薬局	有限会社カメバ薬局	本渡市亀場町亀川1656-1	平成17年3月7日
時義堂やまだ薬局	有限会社シギコーポレーション	球磨郡多良木町多良木 1388-2	平成17年3月1日

## 熊本県告示第810号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成17年6月20日

熊本県知事 潮谷 義子

## 〔歯科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
わたなべ歯科	渡邊 祐康	名称		平成17年1月19日
		渡邊歯科医院	わたなべ歯科	

## 熊本県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年6月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町菅字大平1015の1、1015の2、1016、1018、1020の1、1020の2、1022、1023・1024合併、1026、1027、1030の1から1030の3まで、1031、1032の1、1032の2、1035、1058の2、1059の2、1060から1062まで、1069の1から1069の6まで、1072、1074の5、1075の1、1075の3、1075の4、1076の1、1076の3、1076の4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年6月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町御所字吉2532の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）